

まんのう町入札心得

(電子入札以外の案件用)

(総則)

第1条 町の建設工事に係る制限付き一般競争入札及び指名競争入札、測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札並びに物品供給等に係る指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、法令（条例等を含む。）及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般的事項)

第2条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として町長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては町長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者又は代理人（入札参加資格者から委任を受けた者。）（以下「入札者」という。）は、契約条項、設計図書、仕様書、現場等を熟知して、入札しなければならない。

3 設計書、仕様書、図面等については、町に対して質問をすることができるものとし、質問及びこれに対する回答に係る手続に関しては、公告（指名競争入札にあつては、案件ごとの入札情報等）において定める。

(工事に係る入札の参加)

第3条 制限付き一般競争入札の場合、入札者は、入札会場において入札参加資格確認通知書を係員に提示するものとする。

2 制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を工事現場に配置することができない者は、入札に参加できない。

(入札の辞退)

第4条 入札者は、入札書を提出（郵便による入札を指定している場合は投函）

するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項の規定により、入札者が入札を辞退しようとするときは、その旨を次の方法により申し出なければならない。

(1) 入札執行前には、入札参加資格確認通知書又は入札通知書受領後なるべく早い時期に、辞退理由を付した入札辞退届（様式第1号）を、当該入札業務を所管する課に直接持参若しくは郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。ただし、郵便による入札を指定している場合は、いずれの方法による場合においても指定した入札書の到着期限までに到達すること。

(2) 入札執行中には、入札辞退届を、入札執行者に直接提出すること。

3 制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の規律）

第6条 入札者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 入札開始時刻までに出席していない入札者は、入札に参加できない。

3 入札者は、入札執行について、係員の指示に従わなければならない。

4 入札者は、当該入札に係る開札が終了し、係員の指示があるまで入札執行の場所を離れてはならない。ただし、やむを得ない理由により係員の承諾を得たとき又は第4条第2項第2号に規定する入札辞退届等を提出した者は、この限りでない。

5 入札者は、入札執行の場所（控室を含む。）において、入札執行の妨害となるような言動をしてはならない。この場合において、入札執行者は不正又

は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することができる。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札執行者は、入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき又は緊急やむを得ない理由により、入札を執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札者の数が2に達しない場合は、当該入札は中止するものとする。ただし、制限付き一般競争入札においては、この限りでない。

(入札等)

第8条 入札書は、所定の様式(様式第2号)に、次条の要領で記載、押印の上、封筒に入れ封かんし、指定の日時及び場所に入札者が出席して当該入札書を提出しなければならない。ただし、封筒には宛て名、件名、会社名等を記載するものとする。

2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に町長あての委任状を入札執行者に提出しなければならない。

3 入札者は、当該入札において他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(入札書の記載要領)

第9条 入札者は、次の各号に掲げる要領で入札年月日、入札参加資格者の氏名(代理人の場合にあつては代理人の氏名も併記)、件名、入札金額等を入札書に記載しなければならない。

(1) 黒又は青のボールペン等(鉛筆等の容易に消せるものを除く。)で記載すること。

(2) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥のマークを記載すること。

2 消費税等を含む金額を入札書に記載させる入札の場合、入札書に記載する

金額は前項の規定にかかわらず、契約希望金額とする。

3 入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、金額を訂正することはできない。

(無効な入札)

第10条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を要する場合において、これを納入しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一人がした二以上の入札
- (4) 町長が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字を誤脱し、若しくは不明な入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札(談合の事実が明らかと認められる入札)
- (7) 代理人で委任状を提出しない者又は二以上の者の代理をした者の入札
- (8) 工事費内訳書が添付されていないもの。ただし、再度の入札の場合は、この限りではない。
- (9) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しないもの又は工事費内訳書において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引きをしているもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、まんのう町契約規則(平成18年規則第44号。以下「規則」という。)又は特に指定した事項に違反した者の入札

(失格)

第11条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をした者
- (2) 総合評価落札方式により入札を行った場合において、あらかじめ設定した価格を下回った金額で入札をした者

- (3) 次条第1項の規定に基づき、再度の入札をする場合において、再度入札を行う直前の入札（以下「直前の入札」という。）の最低入札金額以上の金額で入札をした者

(再度入札)

- 第12条 入札執行者は、開札の結果、落札者がいない場合に、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、直前の入札の際に第10条各号並びに第11条の各号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。
- 2 再度入札は、原則として2回を上限とする。
 - 3 入札執行者は、再度入札するにあたり、直前の入札の最低入札金額を公表しなければならない。

(落札者の決定)

- 第13条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 入札執行者は、落札者が決定した場合に、直ちに口頭で発表する。
 - 3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。
 - 4 予定価格の範囲内の最低価格の入札があった場合においても、その価格で契約を締結することが著しく不相当であると認められるときは、次に掲げる各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。
 - (2) 入札執行者は特に必要な場合には、当該入札を保留とした上、まんのう町指名委員会の意見を徴し、落札者又は新たな入札執行を決定することができる。

(工事費内訳書の提出)

- 第14条 入札者は、当該入札に係る入札に際し入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（様式第3号）を入札書に添付して、提出しなけ

ればならない。

- 2 工事費内訳書の項目は、設計図書として交付した科目別内訳書と同様のものとする。
- 3 一括値引き及び減額の項目が計上されている工事費内訳書は認めない。ただし、端数処理を行う場合、1,000円未満についてのみ認めることとし、1,000円以上の処理が確認される場合は、一括値引きと判断する。
- 4 工事費内訳書は、入札に際し提出するものとする。ただし、再度入札（第2回以降）の際には、提出は求めない。
- 5 提出された工事費内訳書は返却しない。

（契約書の提出）

第15条 落札者は、当該落札した契約について所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に、契約関係書類を当該契約業務を所管する課に提出しなければならない。ただし、特別な事情等により、発注者が認めた場合はこの限りでない。工事等の契約に係るこれら以外の諸書類は、当該工事の所管課に提出しなければならない。

（議会の議決に付すべき契約）

第16条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第52号）の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、まんのう町議会の議決を得た場合において、契約が成立する。

（工事に係る契約保証金の納付）

- 第17条 落札者は、契約を締結する前に契約保証金を納付しなければならない。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。
 - 3 契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。
 - 4 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - 5 契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(工事に係る契約保証金の減免)

第18条 契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定に関わらず契約保証金を減額又は免除することができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行等と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 指名競争入札又は随意契約を締結する場合において、契約金額が300万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 町長が特に必要がないと認めたとき。

(工事以外の場合の保証人)

第19条 工事以外の契約において、落札者は規則第36条の規定により、原則として保証人を立てなければならない。

(異議の申立て)

第20条 入札者は、入札以後、この心得、設計図書、契約書案、現場等その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

入 札 辞 退 届

工 事 名

このたび、上記工事の指名（入札参加資格があるとの通知）を受けましたが、次の理由により入札を辞退いたします。

【辞退理由】（該当する番号に○印を付けて下さい。）

1. 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。（向こう ヲ月程度）
2. この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
3. 作業員の確保が困難である。
4. 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
5. その他（ ）

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

契約担当者

まんのう町長 栗 田 隆 義 殿

入 札 辞 退 届

工 事 名

このたび、上記工事の一般競争入札参加資格があるとの通知を受けましたが、次の理由により入札を辞退いたします。

【辞退理由】(該当する番号に○印を付けて下さい。)

1. 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。(向こう カ月程度)
2. この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
3. 作業員の確保が困難である。
4. 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。
5. その他 ()

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

契約担当者

まんのう町長 栗 田 隆 義 殿

様式第2号（その1 建設工事用）

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者 まんのう町長 栗田隆義 様

入札者 住 所

名称又は商号

氏 名

印

まんのう町建設工事執行規則及び仕様書、図面その他入札条項を承知の上、次のとおり入札します。

| | | | | | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

工 事 名

工 事 場 所

備考 1 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

2 入札金額を訂正しないこと。

様式第2号 (その2 建設工事以外)

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者 まんのう町長 栗田隆義 様

入札者 住 所

名称又は商号

氏 名

印

まんのう町契約規則及び仕様書、図面その他入札条項を承知の上、次のとおり入札します。

| | | | | | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

業 務 名

業 務 場 所

備考 1 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

2 入札金額を訂正しないこと。

様式第 3 号

【競争入札用】

工 事 費 内 訳 書

称号又は名称

住 所

代表者氏名

印

工 事 名

(種目別)

| 名 | 称 | 数量 | 単位 | 金 額(円) |
|--------------------------|-------|----|----|--------|
| A | | | | |
| B | | | | |
| C | | | | |
| D | | | | |
| E | | | | |
| F | | | | |
| G | | | | |
| H | | | | |
| 直接工事費 (A～ 計) | | 1 | 式 | |
| II | 共通仮設費 | 1 | 式 | |
| III | 現場管理費 | 1 | 式 | |
| IV | 一般管理費 | 1 | 式 | |
| 工事価格(I + II + III + IV) | | 1 | 式 | |

様式第3号 (記載例)

【競争入札用】

工 事 費 内 訳 書

称号又は名称
住 所
代表者氏名 ⑨

| | | | |
|-------|------------------------|--|--|
| 工 事 名 | 平成〇〇年 まんのう町町道〇〇線道路改良工事 | | |
|-------|------------------------|--|--|

(種目別)

| 名 | 称 | 数量 | 単位 | 金 額(円) |
|--|--|----|----|--------------|
| A | 土工 | 1 | 式 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| B | 法面工 | 1 | 式 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| C | 擁壁工 | 1 | 式 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| D | 雑工 | 1 | 式 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| E | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f9cb9c;"> ※土木以外の工事についても同様に種目別とし、各工事種目ごとに区分する。 (例) 仮設工事 1式 防水工事 1式 雑工事 1式 </div> | | | |
| F | | | | |
| G | | | | |
| H | | | | |
| 直接工事費 (A~ 計) | | 1 | 式 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| II | 共通仮設費 | 1 | 式 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| III | 現場管理費 | 1 | 式 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| IV | 一般管理費 | 1 | 式 | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;"> 工事価格(I+II+III+IV) </div> | | 1 | 式 | 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |

※(注1) 工事価格は、I+II+III+IVの計となること。
但し、下記の注意事項④に基づき千円未満を単数処理したものはこの限りでない。
※(注2) 工事価格は、入札書記載価格と一致すること。

■注意事項

- ① 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を入札書の添付書類として提出することとし、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。
- ② 工事費内訳書の項目は、設計図書等として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載の内容については、少なくとも数量金額を明らかにすること。
- ③ 工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書に記名押印のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。
- ④ 一括値引き及び減額の項目が計上されている工事費内訳書は認めない。ただし、端数処理を行う場合、千円未満についてのみ認めることとし、千円以上の処理が確認される場合は、一括値引きと判断する。
- ⑤ 工事費内訳書は、返却しない。
- ⑥ その他、まんのう町競争入札参加者の入札心得に基づく。

直接工事の種目は、設計図書の表示に従い各工事種目ごとに区分し、単位は1式で記載する。